平成２７年（フ）第３２３号
埼玉県草加市新栄３丁目３番地16　プラチナシニアホーム草加
債務者　アーキテクト・ジャパンこと　大井　峰夫
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第５１号
茨城県神栖市土合本町２丁目9809番地128　ケアハウスシャロン、申立時の住所千葉県銚子市通町2037番地の１
債務者　谷下田禮子
1　決定年月日時　平成27年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２７年（フ）第２２０号
川崎市宮前区馬絹531番地１　ブランベージュ　401
債務者　堀越　信泰
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３１５号
川崎市川崎区昭和２丁目13番11号
債務者　澤藤　宏介
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５３号
川崎市多摩区登戸1065番地　カースルシライシ　206
債務者　福田　浩子
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５７号
川崎市川崎区池上新町２丁目25番15―303号　マークビルＮｏⅡ、前住所川崎市川崎区小田４丁目32番19号　末広荘　206
債務者　池田順三郎
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３５８号
川崎市川崎区貝塚２丁目３番10号　大国屋　１階
債務者　新垣　正行
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第３６７号
川崎市麻生区栗木台５丁目16番３号　栗木台ハイム　３―303
債務者　寺島　千絵
1　決定年月日時　平成27年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第８９号
高知市薊野北町１丁目７番２号
債務者　乾　　勇児
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０９号
高知市前里358番地３
債務者　西村　重美
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２３号
高知市五台山3542番地２
債務者　楠瀬　大介
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１２４号
高知市薊野西町１丁目34番１号
債務者　田邊　香織
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１３１号
高知県土佐市蓮池1219番地２　グラン・ジェルメⅡ202
債務者　中山　和久
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１５０号
高知市朝倉横町15番44―６号　東アパート１Ｆ東
債務者　藤田　良子
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１６７号
高知市江陽町５番３号　ＡＳハウス江陽３Ｆ西
債務者　西岡　　操
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１７４号
高知市御畳瀬40番地
債務者　森本　元子
1　決定年月日時　平成27年８月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年10月19日まで
高知地方裁判所破産係